

阪神間都市計画ごみ焼却場・汚物処理場・ごみ処理場の変更について

1 背景

本市が所有しているごみ焼却施設であるクリーンセンター第1工場は令和7年度に稼働後25年の耐用年数を迎え、クリーンセンター第2工場は延命化に取り組んでいるものの令和12年度に稼働後25年の耐用年数を迎える。加えて、資源リサイクルセンター、し尿処理施設及び大高洲庁舎等についても老朽化が進んでおり、建替えが必要となっている。

このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

2 新ごみ処理施設整備計画(別紙参照)

(1) 第3工場跡地:大高洲町2番地

現在停炉している第3工場を解体・除却後、大高洲庁舎及び収集車車庫を新築・移転し、合わせて受入れヤードを整備する。

(2) 第1工場跡地:大高洲町8番地

大高洲庁舎及び収集車車庫の移転後、既存建物・設備を解体・除却後、焼却施設・リサイクル施設・し尿処理施設を新築・集約する。

新ごみ処理施設の供用開始後、第2工場及び資源リサイクルセンター、現し尿処理施設の供用を終了する。

【新ごみ処理施設(令和13年供用開始予定)処理能力】

焼却施設 447t/日、リサイクル施設 55t/日(破碎:29t/5h、選別:26t/5h)

し尿処理施設 19kL/日

3 都市計画変更内容

(1) 汚物処理場

	番号	名称	位置	面積	備考
変更前	1	尼崎市清掃工場	大高洲町8番地	約 2.3ha	し尿 200kL/日
変更後	1	<u>尼崎市立クリーンセンター第1工場</u>	大高洲町8番地	<u>約</u> <u>2.5ha</u>	<u>し尿 19kL/日</u>

(2) ごみ焼却場

	番号	名称	位置	面積	備考
変更前	1	尼崎市清掃工場	大高洲町 8 番地	約 2.3ha	ごみ 720t/日
	2	尼崎市立クリーンセンター第2工場	東海岸町 16 番地の1	約 3.4ha	ごみ 480t/日
	3	尼崎市立環境処理センターごみ焼却場(第3工場)	大高洲町 2 番地	約 1.0ha	ごみ 300t/日
変更後	1	<u>尼崎市立クリーンセンター第1工場</u>	大高洲町 8 番地	<u>約 2.5ha</u>	<u>ごみ 447t/日</u>
	2	尼崎市立クリーンセンター第2工場	東海岸町 16 番地の1	約 3.4ha	ごみ 480t/日
	3	<u>削除</u>			

(3) ごみ処理場

	番号	名称	位置	面積	備考
変更前	1	尼崎市立資源リサイクルセンター	東海岸町 23 番地の1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
変更後	1	尼崎市立資源リサイクルセンター	東海岸町 23 番地の1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
	<u>2</u>	<u>尼崎市立クリーンセンター第1工場</u>	<u>大高洲町 8 番地</u>	<u>約 2.5ha</u>	<u>ごみ</u> <u>破碎 29t/5h</u> <u>選別 26t/5h</u>

4 計画書等一式

議案第3・4・5号のとおり

5 都市計画変更に係る手続き等

ごみ処理施設等の集約及び更新にあたり、第1工場跡地(大高洲8番地)におけるごみ焼却場及び汚物処理場(し尿処理)の能力変更並びにごみ処理場の追加について、令和4年8月の尼崎市都市計画審議会にて報告、令和4年9月に知事協議を行い、異存ない旨回答を頂いております。また、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり案の縦覧及び意見募集を実施しました。

(1) 案の縦覧及び意見募集

案の縦覧・意見募集期間:令和4年10月17日から同月31日まで

縦覧者数:0名

意見書の提出:0件

以上



図1. 現有施設の位置

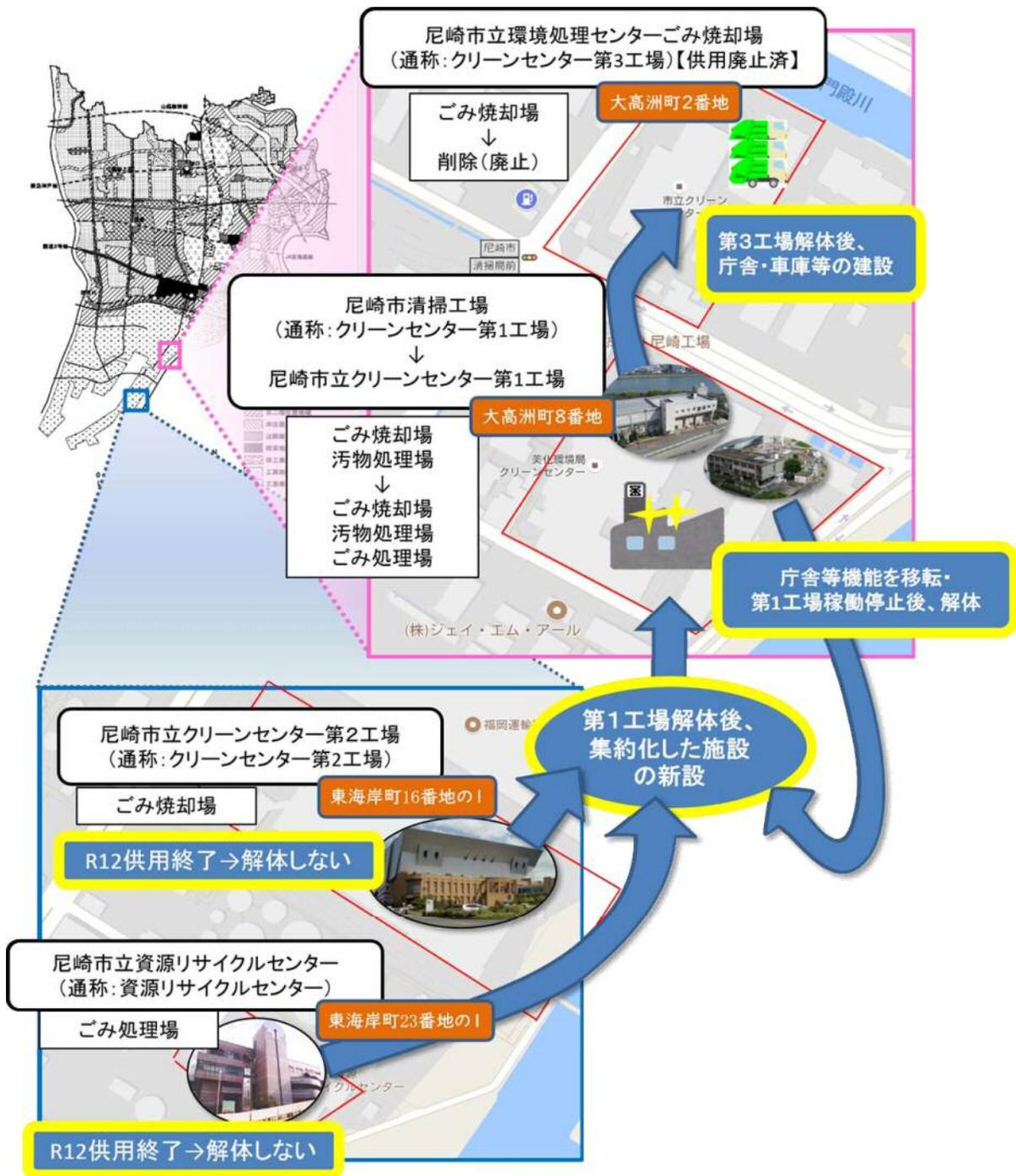


図2. 集約・再配置イメージ

尼都計第 497 号
令和 4 年 11 月 29 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 3 号

阪神間都市計画汚物処理場の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書

阪神間都市計画汚物処理場の変更（尼崎市決定）

都市計画汚物処理場中、第1号尼崎市清掃工場を次のように変更する。

番号	名称	位置	面積	備考
1	尼崎市立クリーンセンター第1工場	大高洲町8番地	約2.5ha	し尿19kL/日

*ごみ焼却場及びごみ処理場併設

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

理 由

尼崎市が所有するごみ処理施設(ごみ焼却場、ごみ処理場、汚物処理場)は、令和 12 年度までに稼働後 25 年の耐用年数を迎え老朽化が進んでいることから、施設の更新が必要となっている。

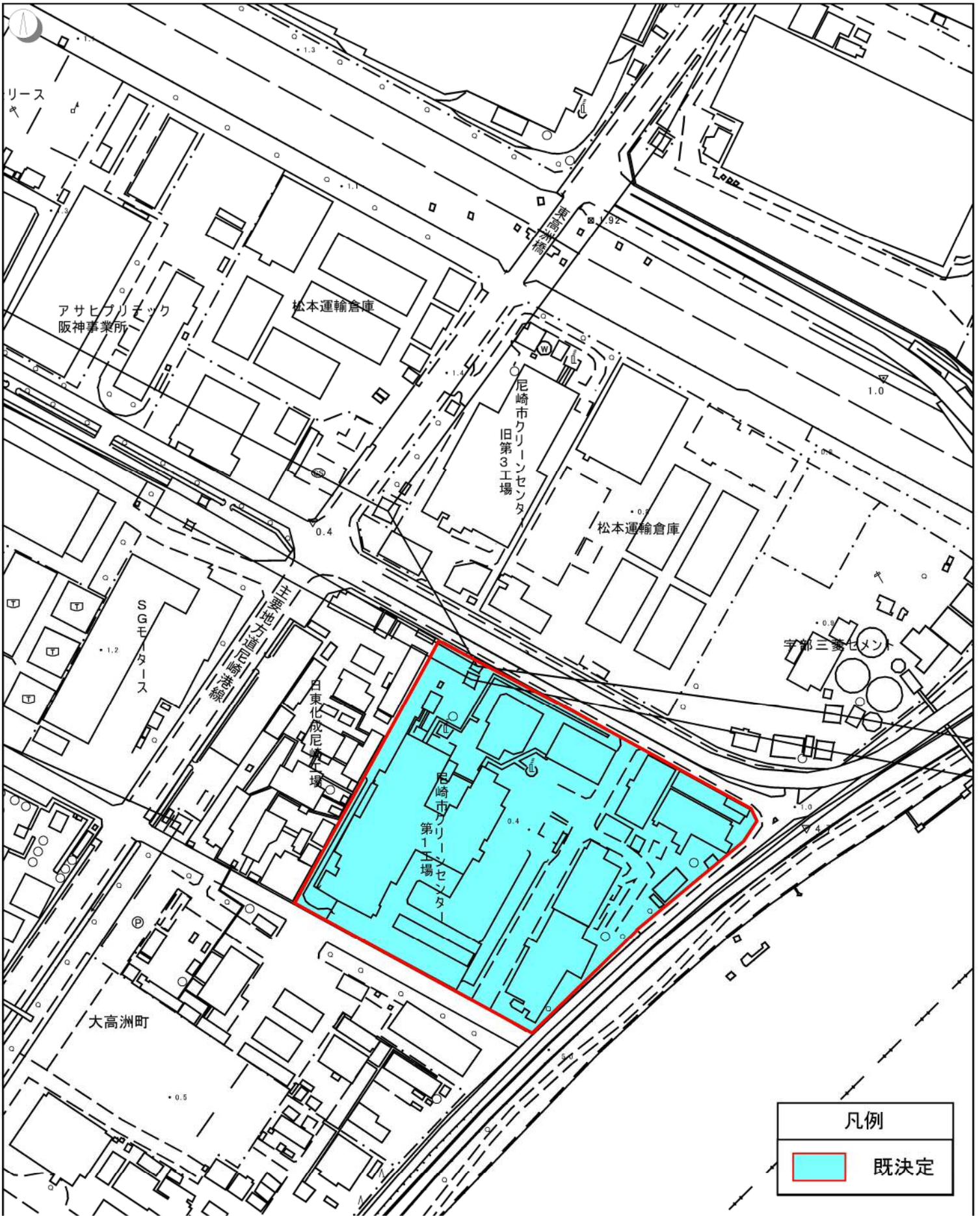
このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

変更前後対照表

【汚物処理場】

	番号	名称	位置	面積	備考
変更前	1	尼崎市清掃工場	大高洲町8番地	約2.3ha	し尿200kL/日
変更後	1	<u>尼崎市立クリーン センター第1工場</u>	大高洲町8番地	<u>約2.5ha</u>	<u>し尿19kL/日</u>

計画図



1/2500



(電子メール施行)
都 計 第 1711 号
令和 4 年 10 月 11 日

尼崎市長 稲村 和美 様

兵庫県知事 齋藤 元彦

阪神間都市計画汚物処理場の変更について (回答)

令和 4 年 9 月 9 日付け尼施建第 303 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所及び阪神南県民センター西宮土木事務所に変更を行った旨通知願います。

尼都計第 498 号
令和 4 年 11 月 29 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 4 号
阪神間都市計画ごみ焼却場の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書

阪神間都市計画ごみ焼却場の変更（尼崎市決定）

都市計画ごみ焼却場中、第1号尼崎市清掃工場を次のように変更し、第3号尼崎市立環境処理センターごみ焼却場を廃止する。

番号	名称	位置	面積	備 考
1	尼崎市立クリーンセンター第1工場	大高洲町8番地	約2.5ha	ごみ 447t/日

*汚物処理場及びごみ処理場併設

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

理 由

尼崎市が所有するごみ処理施設(ごみ焼却場、ごみ処理場、汚物処理場)は、令和 12 年度までに稼働後 25 年の耐用年数を迎え老朽化が進んでいることから、施設の更新が必要となっている。

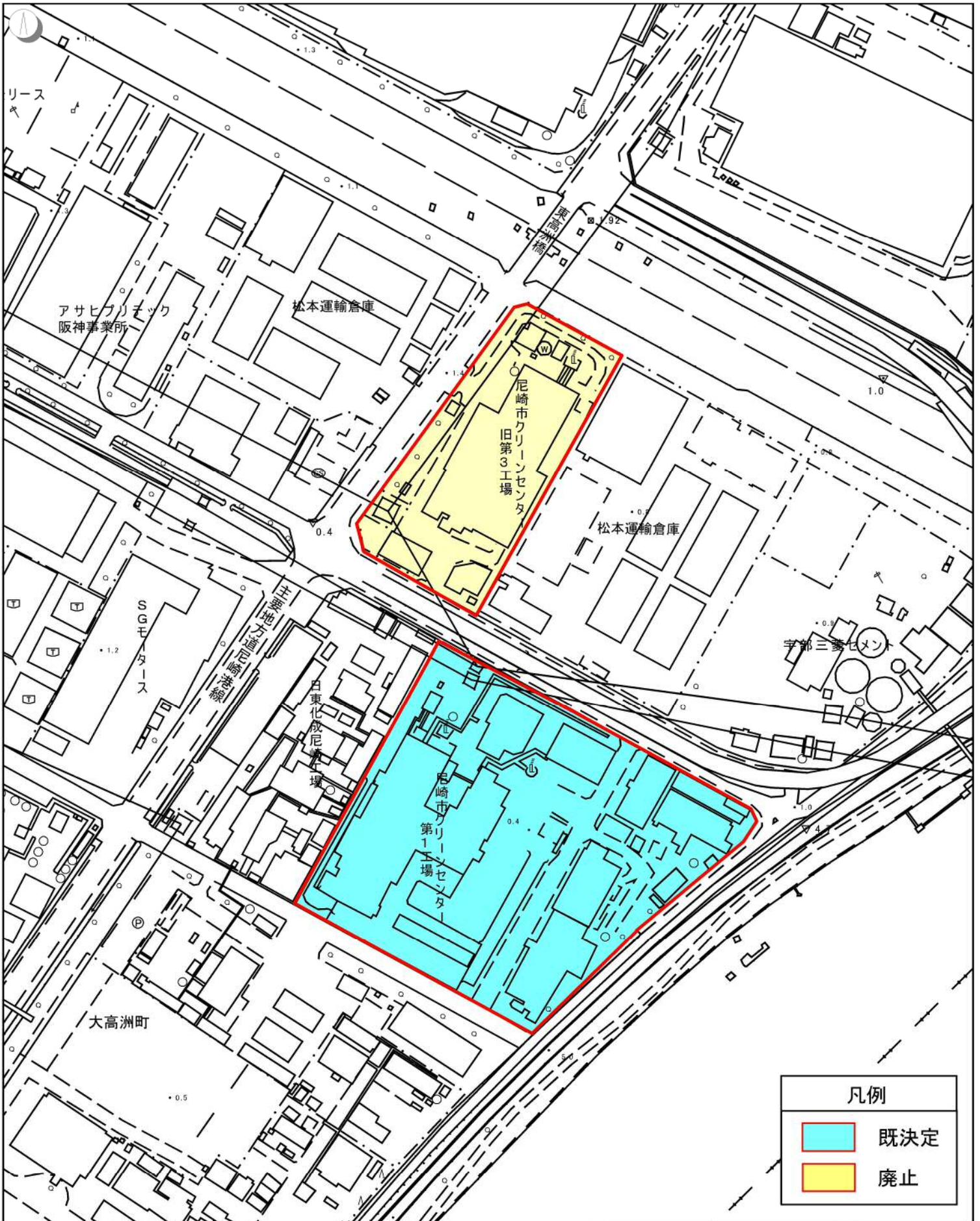
このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

変 更 前 後 対 照 表

【ごみ焼却場】

	番号	名称	位置	面積	備 考
変更前	1	尼崎市清掃工場	大高洲町 8 番地	約 2.3ha	ごみ 720t/日
	2	尼崎市立クリーンセンター第 2 工場	東海岸町 16 番地の 1	約 3.4ha	ごみ 480t/日
	3	尼崎市立環境処理センターごみ焼却場	大高洲町 2 番地	約 1.0ha	ごみ 300t/日
変更後	1	<u>尼崎市立クリーンセンター第 1 工場</u>	大高洲町 8 番地	<u>約 2.5ha</u>	<u>ごみ 447t/日</u>
	2	尼崎市立クリーンセンター第 2 工場	東海岸町 16 番地の 1	約 3.4ha	ごみ 480t/日
	3	<u>削除</u>			

計画図



1/2500



(電子メール施行)

都計第1711号

令和4年10月11日

尼崎市長 稲村和美様

兵庫県知事 齋藤元彦

阪神間都市計画ごみ焼却場の変更について (回答)

令和4年9月9日付け尼施建第303号-2で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所及び阪神南県民センター西宮土木事務所に変更を行った旨通知願います。

尼都計第 499 号
令和 4 年 11 月 29 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 5 号
阪神間都市計画ごみ処理場の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書

阪神間都市計画ごみ処理場の変更（尼崎市決定）

都市計画ごみ処理場中、第2号尼崎市立クリーンセンター第1工場を次のように追加する。

番号	名称	位置	面積	備 考
2	尼崎市立クリーンセンター第1工場	大高洲町8番地	約2.5ha	ごみ 破碎 29t/5h 選別 26t/5h

*汚物処理場及びごみ焼却場併設

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

理 由

尼崎市が所有するごみ処理施設(ごみ焼却場、ごみ処理場、汚物処理場)は、令和 12 年度までに稼働後 25 年の耐用年数を迎え老朽化が進んでいることから、施設の更新が必要となっている。

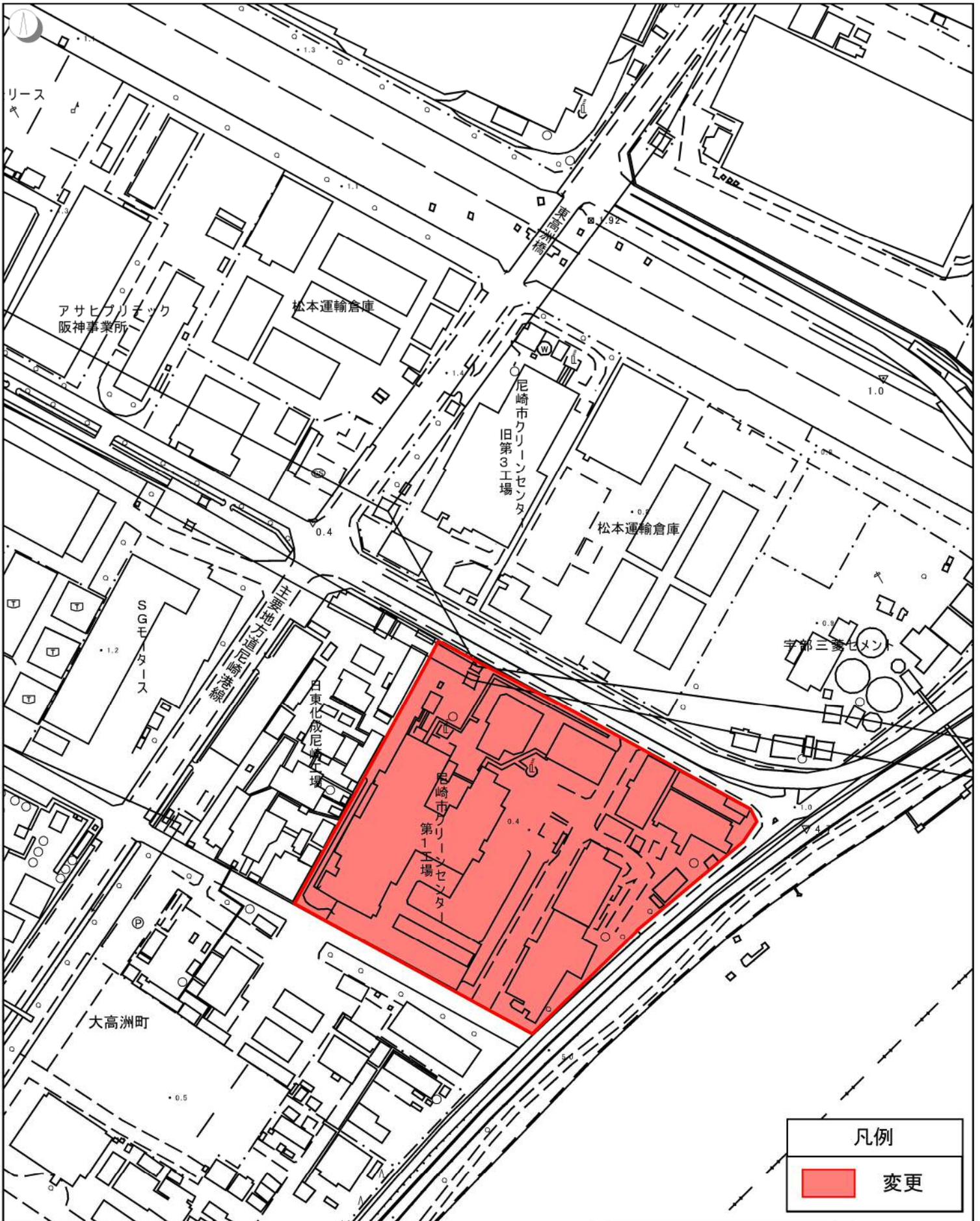
このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

変 更 前 後 対 照 表

【ごみ処理場】

	番号	名称	位置	面積	備 考
変更前	1	尼崎市立資源 リサイクルセンター	東海岸町 23 番地 の 1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
変更後	1	尼崎市立資源 リサイクルセンター	東海岸町 23 番地 の 1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
	2	<u>尼崎市立クリーン センター第 1 工場</u>	<u>太高洲町 8 番地</u>	<u>約 2.5ha</u>	<u>ごみ</u> <u>破碎 29t/5h</u> <u>選別 26t/5h</u>

計画図



1/2500



(電子メール施行)
都 計 第 1711 号
令和 4 年 10 月 11 日

尼崎市長 稲村 和美 様

兵庫県知事 齋藤 元彦

阪神間都市計画ごみ処理場の変更について (回答)

令和 4 年 9 月 9 日付け尼施建第 303 号-3 で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所及び阪神南県民センター西宮土木事務所に変更を行った旨通知願います。